



中世女性史への視座

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 文英 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00005015

中世女性史への視座

田 中 文 英

一

近年、日本女性史研究が著しく活況を呈し、研究のレベルも飛躍的に向上してきた。中世女性史の分野においても、多彩な論点が提示され、具体的な事例や史料の発掘がすすみ、新しい知見があいついで加えられ、これまでの中世女性史像に大きな修正と変化を要求しつつある。

もとより、こうした研究の進展は、女性の社会的進出とその地位・権利の向上などを実現しようとするフェミニズム諸運動の高揚を社会的背景とし、さまざまな学問分野との交流、とりわけ社会史・民衆史などの盛況という研究潮流と緊密に結びつきながら推進されてきたものであった。したがって、これらの研究は、かつてのように婚姻史、運動史など特定の視角・分野に焦点をあわせて女性史にせまるのではなく、各時代における全社会的な構造のなかで女性の地位や性別役割分担などを考察することによって、「歴史のなかの女性」の実像を把握し、もって女性の解放はいかにあるべきかについての解答を歴史のなかを探ろうとする鮮明な問題意識をかかげて出発するところに、きわだった特色をもっているといえよう。¹¹⁾ それゆえに、これはまた、従来の女性史研究の視角や方法にたいしても根本的な見

直しを要求するものであった。

たとえば、前近代の日本女性史を研究するうえで、はやくから大きな影響力をもちつづけてきた学説に、「南北朝分水嶺説」と称されるものがある。これは、日本女性史のうえで、中世、とくに十四世紀の南北朝期を、女性の地位が大きく変化し、急激に転落しはじめる画期Ⅱ分水嶺をなす時代として位置づけ評価する学説である。この南北朝分水嶺説をささえる根拠・指標をなした研究には、大きくいつてつぎの二つがあった。一つは、この説の主唱者である高群逸枝氏が『招婿婚の研究』をはじめとする一連の婚姻史の研究をつうじて、南北朝期を境に婚姻形態が招婿婚から嫁取婚Ⅱ家父長制婚へと移行し、それにもなつて家族形態も男性を中心する家父長制家族へと変化をとげ、女性の地位が急速に転落しはじめると主張したものであった。もう一つは、中田薫氏の「中世の財産相続法」(『法制史論集第一巻』所収)などを嚆矢とする法制史的な観点からの女性財産権に関する研究であった。分割相続がおこなわれていた時代には女性も男性と同様に財産権をもっていたにもかかわらず、南北朝期を重要な画期として嫡子単独相続への移行がはかられるのに比例して、女性の財産権が制限・喪失されていくと指摘されたのである。この婚姻史と財産権についての研究があいまって、かつて高かった女性の地位が南北朝期を境に転落しはじめ、やがて家父長制的秩序のもとに隷属と抑圧を余儀なくされる存在たらしめられていくという構図が描かれ定位されるにいたつたのである。この南北朝分水嶺説が提唱された戦前は、家父長制的な家族制度の桎梏を打破することが、女性解放運動にとって最大の課題の一つであった時代であるから、この学説がそうした家族制度の歴史的始源と性格を明らかにしたものととして大きな意義をもったことはいうまでもない。その後、この学説は、婚姻形態、相続・財産権などに関する研究の深化にともない、さまざまな批判・異論を提起されながらも、現在にいたるまで中世女性史研究の最も重要な座標軸の一つとしての位置をしめつづけてきたのである。

ところで、この南北朝分水嶺説の方法は、婚姻形態の変化と女性財産権の有無という、いわば所与の条件・権限を

基軸にすえ、それを前後の時代と対比することによって、女性の地位の高低を測定しようとする点に大きな特色をもつものであった。それゆえ、近年になり、前述のように、全社会的な構造のなかで、女性のはたした活動や営みをつうじて、女性の地位や性別役割分担などを解明しようとする問題意識にたった研究が進展してくると、当然、方法的にも見直しをせまられることとなった。永原慶二氏の「女性史における南北朝室町期」(女性史総合研究会編『日本女性史第三巻』所収)は、社会経済史的な立場から南北朝分水嶺説の再検討をおこない、鎌倉期の女性の地位の高さを無限定に強調し、南北朝以降の地位の低下を不当に強調することを批判した代表的な論文である。しかし、この永原論文にたいして、その方法論をも含めてすでにいくつかの問題点が指摘されるなど論議はにわかには決着へとむかう気配をみせない。こうして、女性史を全社会的構造との関連のなかで追究しようとする立場は、女性史をそれ自体として自己完結的に把握する傾向がよかった研究の枠組(限界)を一挙にひろげ、歴史学研究の全分野に及ぶものへと拡大させることとなった。歴史上、女性がつねに女性一般ではなく、社会的ないし階級的な規定性を帯びたものとして存在する以上、この研究の立場はまことに正当なものといわなければならない。しかし、それだけに、女性史研究は数多の困難な課題をかかえこむことになったのである。とくに中世史のばあい、中世社会の基本構造や性格規定に関して多くの説が並立・乱立しているために、中世社会における女性の社会的位置づけや役割をめぐっていくつもの見解が提示されてくるのは当然であって、それらの諸説・見解の相違や対立を克服することは、決して容易ではないのが現状である。

さて、こうした研究状況のもとで、中世における女性の社会的地位と役割を究明する課題にとりくもうとするばあい、どのような方法でいかなる作業から着手すべきか、ということがきわめてむずかしい問題になる。そのさい、私は、さしあたりまず“女性の社会的地位や役割を規定ないし決定づけたものはなにか”という素朴な問から出発したいとおもう。もとより、その要因は、幾重もの異った次元から構成された複雑多彩なものであることはいまでもな

いが、しかし、そのなかでも最も根本的な要因の一つは、やはり女性がそれぞれの「生業」を維持する場においてはたしつづけてきた主体的な営みやはたらきであったと考える。女性の社会的地位や役割は、所与のものとして存在したのではなく、主体的な営みやはたらきに基礎づけられて形成され変化するものであったとみられるからである。だが、それにしても、多様な形態で存在する生業の場へ接近する方法をどこに求めたらよいのであろうか。本稿は、武士の女性を素材として、こうした課題へ接近するための視座を模索した荒削りのクロッキーの一つである。

一一

一二三〇年代のはじめ、慈円は『愚管抄』のなかの一節で、人と世と家との関係を統一的に把握する視点にたって、国王（天皇）の統治のあり方をめぐる政治論を展開しつつ、つぎのようにのべた。人にとって、「世」というのは、「国ノマツリコト」にもとずいて形成された公的な政治秩序の世界のことであるが、一方、人にとってはまた私的な「家」の世界が存在し、世の中なるものは、実はそうした家々の連合を基礎として構成されているものである。そして、人と家との関係について、

人ト申ハ、世ノマツリコトニモノゾマズ、スベテ一切ノ諸人ノ家ノ内マデヲヲダシクアハレム方ノマツリコトヲ、又人トハ申ナリ。其人ノ中ニ国王ヨリハジメテアヤシノ民マデ侍ゾカシ（巻第七）。

と記したのであった。この部分は、慈円の政治論の核心にふれるものとしてつとに有名であるが、ここではさしあたりつぎの二点に注目したいとおもう。まず第一は、「国王ヨリハジメテアヤシノ民マデ」、あらゆる階層の人びとが、それぞれ自立した一個の家をたてて生活しており、その「家ノ内」を安定させて平穏な状態に治め維持していくこと——家業・家政の安定的維持——が、「一切ノ諸人」の社会的生存の基礎をなすとする点である。第二は、この

「家ノ内」とは区別される外の公的ないし国家的な政治秩序としての世の中が、そうした家を基本単位としつつも、家とは別の原理にもとずいて政治的に編成されたものであると指摘していることである。

慈円のこうした「家」と「世の中」にたいする認識は、やはり基本的にはかれが生きた十二世紀後半から十三世紀という、中世前期の社会構造や政治的体制の現実をふまえて導きだされてきたものと考えられる。とすれば、われわれは、ここから女性の活動が展開される「生業の場」へ接近する重要な手がかり方法の一つを具体的につかむことができよう。すなわち、まず「家」という場に焦点をあわせ、そこでの生業活動(家業)をみすえつつ、地域社会や政治的体制とのかかわりのなかで、女性の地位・役割などを分析していく方法である。もっとも一口に、生業といい、家といっても、各階層によってその内容は多種多様であり、一括して論じてあまり意味がないので、本稿では武士の女性のばあいを素材として、以下少し具体的に検討したい。

十世紀後半ごろから、中世的な武士が歴史の表舞台に登場しはじめるが、その代表的なものは、「兵ノ家」「武勇ノ家」「武芸不羈ノ家」などといわれたように、武芸を家業とする家柄に生れた職業的戦士を指した。したがって、これらの武士が、「兵ノ家」としての社会的存在を維持していくためには、なによりもまず武芸の錬磨につとめ、かつそれを子孫に継承させるべくきびしい訓練をほどこす必要があった。その武芸のなかで最も重視されたのは、「弓馬ノ芸」と称される、弓射と乗馬の伎倆である。かれらは、戦闘集団としての武士団を形成するが、その集団は、有名な源満仲のばあい、『今昔物語集』(卷一九―四)によると、つぎのような構成をとっていた。満仲が晩年に恵心僧都源信のすすめで出家したさい、北摂の猪名川溪谷の小盆地にある本拠の多田荘の「館」の周囲を四、五百人の兵がものものしくとり固め、「若干ノ眷属」がそれを見廻り、年来の郎等が満仲とともに出家したと伝えており、その武士団の軍事編成が、満仲―眷属(一族)―郎等―兵という、族的結合と主従関係を基軸とした統制原理にもとずいて構成されていたことを示している。満仲とその子孫たちは、こうした武士団を率いて、権門貴族の侍となったり、軍事

警察機構などに進出したりして活躍するのであるが、以後、中世盛期にかけて繰りひろげられる幾多の合戦に登場する大小あまたの武士団も、基本的にはこれと同じ性格をもつものであったことはいままでもない。そして、これらの武士のあいだには、軍事活動をつうじて徐々に「兵ノ道」「兵ノ習」などと総称される独自の行動様式や倫理・生活規範などが形成され、その遵守が強要され、違反したばあいには「源氏平氏之習、重科ト申スハ被_レ切_レ頸候也」(『古事談』第一)というようなおそろしく苛酷な統制をうけたのであった。

ところで、こうした武士の軍事的・政治的活動の面だけをとりだすと、一見その家業において、女性が参加し活動しうる場はきわめて狭隘であり、かつ、女性はきびしい家父長制的統制下に無権利状態で忍従を余儀なくされていたかにみえる。しかし、その「兵ノ家」の存立をささえる内部の基礎構造に目を転じると決してそうではなかったことがわかるのであるが、そのためには、まず家を中心とする基礎構造そのものを少し具体的に検討・整理しておく必要がある。

鎌倉幕府法のもとでは、御家人_{||}武士であることの基礎的要件は、『沙汰未練書』が「御家人トハ、往昔以来、開発領主トシテ、武家御下文ヲ賜ハル人ノ事ナリ」といい、さらに「開発領主トハ根本私領也、又本領トモ云フ」と注したように、開発によって根本私領(本領)を形成してきた領主_{||}開発領主とその子孫であるとされた。つまり、当時、開発領主こそが最も由緒正しい武士とみられたのである。十一・二世紀は、大開墾の時代ともいわれるように、あらゆる階層の人びとが旺盛に開発活動を展開した時代であったが、開発領主の多くは郡司・郷司・在庁官人・荘官などに系譜をもつ地方社会の有力者で、その職権なども利用しつつ積極的に開発を推進することによって領主支配を築きあげてきた存在であった。その開発の基本的な形態は、まず開墾予定地のなかに屋敷地(本宅・館)を構え、それを基地として農民を雇用・徴発などの手段で組織しながら付近の開墾をすすめると同時に、本宅のほかにも各地に出張所的な機能をもつ屋敷・施設を開発の拠点としてもうけ、そこに領主の子孫・一族をはじめ家人・郎等らを分散・

定住させて開発をさらに拡大し、その開発地の支配と経営・管理などを分担させるというものであった⁽⁴⁾。

多くの開発領主の家では、少なくとも十三世紀の前半ごろまでのあいだに、こうした開発形態をとりつつ、郡内の各地にさかんに庶子家を分立させていったのである。そして、惣領家を中心に各庶子家が結集して族的結合をむすび、それが武士団の根幹を構成した。この惣領を中核に家父長制的な族的結合にもとづいて構成された武士の権力組織のことを、現在、惣領制とよんでいる。それゆえ、惣領たる者には、平時における所領支配のみならず、戦争・合戦のときにはその指揮者として、一族を統率しその運命を担うにたる「器量」が要求され、親がそれにふさわしいと認定した器量の持主を選ぶのが一般的であった。開発領主はこのような惣領制的武士団の力を基礎とし、さらに地頭職・荘官職その他の権限を行使することによって、開発地以外に居住する自立的な農民のうえにも支配をおよぼして従属化し、みずからの所領支配のなかに吸収して領域的支配を拡大しようとしたのである。この点に、開発領主が武装し武士団を形成する最も根源的な理由があった。

このように、当時の武士は在村して農民を直接的に支配していたから——それゆえ在地領主ともいう——、領主屋敷（館）を中心とする各家ごとの支配構造や家政機構なども独自の特質をもっていた。領主屋敷の周囲には、堀・溝などをめぐらし、そこには堀の内・門田・正作などとよばれる直営田があって、所従・下人らの隷属民を役使したり、付近の農民を雇仕・徴発したりして経営した。その所従・下人のなかには、主人の屋敷内の下人小屋などに居住している者から、わずかの保有地を与えられて直営地の耕作に従事する者まで多様な従属形態があった。この直営田のほかの広大な開発田畠や所有地は分割して百姓や従者に預作¹¹耕作させて、年貢をはじめ種々の夫役・雑物などを徴収したが、しばしば恣意的な支配をおよぼそうとして農民層の抵抗・対立をひきおこしている。このように、在地領主は開発するだけでなく、その所領支配を維持・経営し地代收取を実現していくために、治水灌漑の整備、耕地の拡大や割り当て、種子・農科・農具の支給貸与、年貢率の決定など、当時、「勸農」と称された行為をおこない、農

業経営を直接的に指揮・管理する必要があったのである。したがって、領主屋敷（館）は、武士団の軍事的拠点であると同時に、開発・農業経営をはじめとする自給的経済に重心をすえた領主支配と経営の基地でもあったから、当然、それに対応する機能をはたす多様な家政機構が、その屋敷地を中心としてはりめぐらされ整備・拡充されるにいたった。『宇津保物語』（吹上上）に登場する紀伊国牟婁郡の長者の神南備種松は、十世紀後半ごろの地方豪族の館をめぐる家政管理機構と自給的経済体制のあり方の理想像をうかがわせるものとして、つとに有名である。それによると、種松の家は、方二町でその四面八町がすべて築地にとり囲まれ、その外側には二〇余町の直営田があり、その内には築地沿いに一六〇の倉が並ぶのをはじめ、政所・御厩・大炊殿・酒殿・作物所・織物所・染殿・縫物所・張物所・糸所・鋳物師所・鍛冶所など、それぞれの機能を分担する「所」・建物とそれを司る人間（従者）がいたという。もとより、ここには種松の豪華な生活振りを強調するための誇張もあるが、しかし、種松ほどではないにしても、在地領主のばあいにも、いくつかの家政管理機構を設けていたことは、中世の絵巻物に描かれた屋敷の景観などからうかがわれるところである。そのさい、種松の屋敷にくらべて注目されるのは、やはり在地領主（武士）の屋敷が一種の要塞化した性格をもっていることである。

鎌倉初期の『粉河寺縁起』に描かれた河内国讃良郡の在地領主の屋敷には箭倉があり、その門を直垂の下に胸当をつけ、弓を持ち矢を負って武装した下部の武士が警固しており、門を入った左手には厩がある。このような箭倉や厩は、鎌倉末期の『男衾三郎絵詞』や『一遍聖絵』などにもみえるが、とくに前者では門の入口のところに敵の矢を防ぐ楯をおき、さらに屋敷のなかの築山の前に的を設けており、この屋敷内では馬をはしらせつつたえず弓射の訓練ができるようになっていたことがわかる。屋敷内の的場は、『一遍聖絵』にもみえる。これらは、在地領主の屋敷（館）が一種の要塞であり、かつ日常的に弓馬の芸を錬磨しうる構造になっていたことを端的に示すものである。しかし、もとより武士の軍事訓練は屋敷（館）内だけでおこなわれたのではない。当時の在地領主の所領に関する史料のなか

には、狩庭・狩倉・狩蔵山・鷹栖山などの名でよばれる山野・原野の記載がしばしばみえるが、これらが戦技訓練を目的として設定された狩場であったことはいうまでもない。かれらは「数ノ郎等ヲ山ニ遣シ、鹿ヲ令レ狩ル事ヒマ死シ」(『今昔物語集』卷一九―四) というように、山野を疾駆して猪鹿・野鳥の類を追い、恒常的に弓馬の技倆の鍛練につとめたのであった。

戦闘集団たる武士の家業をささえる基礎として、家(屋敷・館)という場を中心に展開される領主支配と経営の構造は、ほぼ以上のようなようになって、家なくして武士の存在と活動はありえなかつたのである。そこでつぎに、こうした家をめぐる場のなかに、女性がどのような形態で参加し、いかなる役割をはたしたのかという点をもとにしたい。もっとも、屋敷内だけでも身分的・階級的に多様な女性が存在するわけであるが、ここでは主として、その家の領主の妻・女子に視点をあわせたいとおもう。

三

十一世紀中葉ごろに、藤原明衡が著わしたとされる『新猿楽記』には、西の京に住む右衛門尉という武官の妻として、本妻・次妻・妾の三人が登場する。この三人の妻像は、やはり脇田晴子氏の指摘の⁽⁵⁾ように、男性に都合のよい角度から、家父長制下における妻の役割を、産む性、家政能力、遊ぶ性の三つに類型化して描きだした「妻役割の分解図」と解釈すべきであるとおもうが、そのうち、ここでは次妻が担うとされている家政の内容に注目したい。

その家政の内容は、朝夕の厨膳、時節・儀式に応じた衣服・装束の支度から、裁縫・染張・機織り・市での売買、さらに「馬・鞍・弓・胡籙・従者・眷属、皆此ノ女房ノ徳ニ依レリ」と、武具の整備、従者・眷属の管理・世話にいたるまで、およそ家内の万般におよぶものであったと記している。これは、おそらく誇大な虚構ではあるまい。この

右衛門尉は、武官ながら京の都市住人として設定されているので、在地領主（開発領主）にくらべると、むしろその家政の内容・範囲は狭小であったといえよう。在地領主の家政のばあいには、前述のような存在形態からして、少なくともこれらのほかに、開発・勸農などを中心とした領主経営と農民支配にかかわる面が大きな比重を占めて加わり、従者・眷属などの管理・世話などの面も、惣領制的武士団の拡大によって膨脹するなど、質量ともに広範多様なものであったとみられるからである。当時の有力な在地領主の屋敷のなかには、親類縁者・所従下人をはじめ、相当数の養子・取子や所従・下人の子供らが養育されており⁽⁶⁾、所従・下人だけでも一〇〇人規模になるのは普通であったとい⁽⁷⁾う。もって、在地領主の妻に要求される家政担当能力がいかに並ならぬものであったかを推測することができよう。当時の通念では、在地領主の家政の範疇には、屋敷内の雑事と所領の経営・支配にかかわる面との二つが含まれており、その二つをとりしきるのが妻たる者の役割とみられていた。

延応元年（一二三九）九月三十日、鎌倉幕府は、後家が亡夫から所領を譲りうけて領知しながら他家へ改嫁（再婚）したさいに生じる係争に関して法令をだした（幕府追加法一二一条、以下幕府法は『中世法制資料集第一巻』による）。その法令によると、後家が改嫁先の「家中之雑事」と「所領之成敗」をとりおこなっていることによって、改嫁の事実が明白になったばあいには、御成敗式目の第二四条の規定にもとずいて、亡夫から譲られた所領を没収して子息（亡夫の）らに与えるが、改嫁が「内々之儀」で表面化しないならば沙汰の限りではないとしている。その後、弘安二年（一二八七）七月二十五日の法令では、この規制が強化されて、改嫁の噂さえあれば、たとい家中の雑事、所領の成敗をおこなっている事実が判明せずとも、式目二四条を適用することとした。その理由は「密儀」と称して法の適用をのがれようとする者が輩出したからであるという（幕府追加法五九七条）。いづれにせよ、ここでは後家が改嫁したことを確実に示す基準が、家中の雑事をとりしきり、所領の成敗に参与することの二点におかれているわけであるが、法令の文意からして、この二点が後家の再婚にかぎらず、婚姻が成立し妻の座をしめたことともなう当然

の行為とみなされていたことは明らかである。したがって、この二点は、当時の在地領主の妻が管掌すべき重要な役割・任務であったわけで、その家政の範囲は、たんに家（屋敷・館）の内部だけでなくその外の所領にまでひろく及び、夫とともに所領の支配・経営の一翼を担っていたことを物語っているのである。在地領主の所領支配と経営が、すでにみたように、屋敷（館）と密接不可分の構造をとって形成・維持されている以上、それはむしろ必然的であったといえよう。

さて、妻となった女性の所領には、こうした夫から譲与された所領のほかに、女子（娘）として親から譲与された所領・財産があった。開発領主は、諸子を付近の各地に分散・定住せしめつつ所領形成をおこなってきたその歴史的過程からして、所領・財産の譲与については諸子分割方式をとった。その配分形態は、「男子八人、女子モ少々アリケリ。嫡子ニハムネト譲テ、次男ヨリ次第ニスコシヅ、減ジテ、ムラナク譲テケリ」（『沙石集』巻一〇本一四）というようなもので、女子分も、惣領となるべき嫡子以外の庶子（男子）とあまり大差なく譲与され、かつ鎌倉中期ごろまでは永代譲与なのが一般的であった⁸⁾。女子は、その所領をもって結婚するわけであるが、鎌倉幕府法のもとでは公家法とことなり、夫婦別財制（夫婦異財制）を採用し、夫は妻の所領を進退・処分できず、妻自身に独立した知行権を認め、その権利を法的に保証したのである。これらの点から、女子は結婚し妻となっではじめて所領を知行し、その成敗に関与するのではなく、すでにそれ以前から実家において所領の支配・経営の一端に参加し経験をつむのが基本的な形態であったとみることができる。女子に譲与された所領目録のなかに、家地・田畠などの所領のほかに、しばしば所従・下人や在家などの記載があるのは、それが将来的には女子みずから所従・下人らを統轄しつつ所領経営をおこなうことを前提とする譲与であったことをうかがわせる。その意味で、女子にたいする所領譲与は、所領の配分率や形態だけでなく、内容面においても基本的に庶子と差別されず、たんなる経済的得分権の譲与にとどまらなかったのである。

これらの事情をふまえて、在地領主の女性の家政担当をめぐるライフ・サイクルを描くとすれば概略つぎのようになるであろう。まず一定の年齢に達すると、屋敷内の雑事の処理に参加しつつ所領経営のノウハウ（技術的知識）を学びはじめ、やがて庶子とともに所領の配分をうけたころを大きな契機として、所領経営への主体的な関与が深まり、その管理経営能力の錬磨に一段とみがかかることになる。そして結婚し妻となると、その身につけた能力をもって婚家の家中の雑事を統轄すると同時に、夫とともに所領の成敗にも関与するが、とりわけ親から譲与された所領については、みずから全面的な責任者としてその支配と経営にあたる、というようなライフ・サイクル像を想定することができよう。もっとも、妻がみずからの所領を独立的に知行する主体者であったとしても、その所領を譲与した親の親権¹¹家父長権の規制を完全に脱却することはできなかった。鎌倉幕府法は親に悔返権を認めており、結婚した娘のばあいにも、いったん譲与した所領を親の意思によってとりもどすことができたからである。しかし、親の悔返権は、嫡子をも含むすべての男女に適用されたので、女子だけがことさらにつよい家父長制的規制をうけたわけではない。むしろここでは、家父長制的統制下においてではあれ、女性が所領の支配と経営の面から排除されることなく、主体的にそれを遂行しうる能力・器量をもつ存在であるとの前提にたつて、庶子と同等の知行権を譲与されている点を重視したいとおもう。

このように、在地領主の「家」という場を基幹として展開される家業において、妻が家政担当者としてはたす役割は、所領支配と経営の面にまでおよぶ極めて広範かつ重要なものであった。外の公的な政治世界にたいし、家を代表して参加し弓馬の芸をもって活動するのは、たしかに夫であったが、しかし、妻は夫に従属してその指示のままに行動する存在ではなく、みずからの意思と能力をもって主体的に家政を管掌することが要請される存在だったのである。在地領主の家支配の内部においては——所領経営の面も含めて——、夫の家父長権と妻の権限は緊密に結びついており、夫と妻の役割が相互に補完しあうことによつて、その支配と経営が成立しうる構造になっていたのであった。

そのことは、鎌倉幕府法において妻も子どもにたいして夫と同等の親権の行使を認められていることなどに端的に示されている。また、妻だけでなく女子たちも、家支配の場に参加しつつ、家政の処理・管掌を見習い、その能力を訓練する機会をもちながら成長し、しだいに妻の予備軍的位置をしめるにいたったとみられるのである。その意味で在地領主の家支配は、女性を排除せず不可欠の構成員として組みこみ積極的な役割を分担させることによってなりたっていたといえるであろう。

したがって、この時期に、たくましい器量・能力をもった女性たちがあいついで輩出したのは当然であった。夫たちが戦争・合戦などに出陣したりして不在の間に、妻が夫の家父長権を代行して、家内・従者を束ねつつ所領支配を維持していくのは、ごく一般的な形態であった。さらに後家になったばあい、夫の死後、四十二年間も惣領である子・孫をさしおいて所領支配の実権を掌握しつづけた、鎌倉幕府の有力御家人大友能直の後家の尼深妙のように、「夫の死後の所領知行・経営を行ない、一族結合の要でもあり、夫と同等の地位を保つ能力をもち、また周囲の人々からもその地位にあることが承認される存在」である女性が多く出現したのである。尼将軍と称された北条政子などは、そうした後家の最も代表的な例であった。

この器量・能力ということでは、在地領主の表芸である弓馬の術も、既述のように屋敷(館)を中心として日常的に訓練できる構造になっていた以上、女子もまたそれに馴染み修得しうる条件がたねにあったわけで、この弓馬の芸においても、ときに男勝りの伎倆を發揮する女性が登場したとしても不思議ではない。そうした女性像の一つの典型として、『平家物語』諸本や『源平盛衰記』に、木曾義仲の軍勢に加わって登場し、「木曾最期」の段で、究竟の荒馬をのりまわして奮戦する、かの女武者巴をあげることができよう。彼女は、樋口兼光の女とも、中原兼遠の一族の女性とも伝えられるが、いずれにせよ、その出自は木曾地方の有力な在地領主の女子ということになっている。この巴は『平家物語』や『源平盛衰記』によって形象化された存在であるが、しかし、巴とともに、中世の女武者の双璧と

される板額は実在の人物であった。板額は、越後の豪族の城小太郎資盛の叔母で、源頼朝の死の直後、城氏一族が鎌倉幕府に反乱をおこしたさい、城郭の箭倉の上につっ立ち、襲撃してくる幕府軍を弓射して寄せつけず、「百発・百中ノ芸、殆ンド父兄ニ越ユルナリ」と評された女性である。¹¹¹『園太暦』の文和二年（一二三三）六月三日の条には、但馬から入京してきた山名時氏の軍勢について「山名ノ勢ハ猛カラズ、七、八百騎歟、其ノ内ニ女騎多シ、此レ何事ナラン哉」と、女騎（女の騎馬兵）が多数含まれていたと記す。この女騎たちが軍事面でどれだけの働きをしたかは別として、少なくとも南北朝内乱期ごろまでは、男性に伍して参戦し遠路を行軍しうるだけの乗馬の伎倆をもつ女性が多く存在したことはたしかであり、巴や板額の背後には無名の女性たちが広大な裾野を形成していたのである。このようにみてみると、北条政子・尼深妙と巴・板額とに代表される二つの器量・能力の類型は、それぞれ別個の環境のなかから生みだされたのではなく、ともに当時の在地領主の存在形態そのものを基盤とし、その家業の維持に参加する女性の主体的な営みとはたらきのなかで形成され錬磨されてきたものと理解すべきであろう。

四

在地領主の女性が、家支配の内部においてしめた地位と役割は、以上のように重大なものであったが、しかし、家の外の公的な政治体制の世界において、それがそのままストレートな形で認められたわけではない。政治体制や秩序の世界は、慈円が『愚管抄』のなかで指摘したように、家を基礎単位としつつも、家とは別の原理にもとづいて政治的に編成される世界だからである。

鎌倉幕府の権力組織の根幹をなす御家人制度は、在地領主（開発領主）の本領にたいする領有権を安堵・保証し、また勲功があれば新しく所領・所職を給与するなど御恩を与え、そのかわり戦時における軍役や、平時における京都

大番役・鎌倉番役など諸々の奉公を義務づけた。そのさい、幕府はすべての御家人を個別的に直接掌握したのではなく、惣領制的武士団の結合形態を前提として、親権の絶対性を認め、惣領をつうじて御家人役を賦課したり、所領安堵の下文を与えたりするなどの体制をとった。この御家人体制が、軍事行動をもって幕府に奉公せしめることを主眼として編成されるものである以上、幕府が武力の担い手たる家父長（夫・惣領）をそれぞれの家の代表・統率者として公的に位置づけ、その家父長を媒介として家内部にたいする統制の強化をはかろうとしたのは当然であった。執権北条泰時が、鎌倉幕府の根本法典たる御成敗式目（貞永式目）を制定したさい、貞永元年（一二三二）八月八日付で弟の北条重時にあててくださった消息のなかで、その制定の主旨を詳しくのべつつ、

詮ずるところ、従者主に忠をいたし、子親に孝あり、妻は夫にしたがはゞ、人の心の曲れるをば棄て、直しきをば賞して、おのずから土民安堵の計り事にてや候

という切っているのは、幕府法の基本理念と統制原理をまことに端的に物語るものであった。

こうした主従制と家父長制を統制原理とする鎌倉幕府法のもとにおいては、女性の権利と地位を制限し、妻の夫にたいする従属を強制する内容をもったさまざまな法的規制が加えられるにいたる。たとえば、既述の後家の改嫁についていえば、当初、後家が本夫から譲与された所領を知行しながら再婚してもなんら問題ではなかったにもかかわらず、御成敗式目の第二四条において、新たに、亡夫の後世を訪うべきところ貞心を忘れて改嫁したという一種の貞操観念を強調し、改嫁したばあいその所領を亡夫の子息らに与えるべしとする規定をもうけ、さらに鎌倉末期にはその改嫁の基準を噂だけでもよいという風に規制を強化していったなどは、その一例にすぎない。それは要するに、モングル襲来にあたって、「後家女知行ノ鎮西ノ所領ハ、警固ノ要器ニアラザルノ間、収公セラルベシ」（『鎌倉遺文』三〇八三九号）と、女性が異国警固番役（軍役）を勤仕する「要器」ではない―非器である―との理由によって、その所領知行権を否定しようとした幕府法の存在から明白なように、女性の器量・能力を基本的に否定し、非器と評価

するところへゆきつく性格を内包するものであった。こうして、軍役勤仕を基軸にすえて編成される御家人体制のなかで、女性を劣位な非器的存在として位置づけることは、とりもなおさず、政務・公事などの政治的な面においても、女性を差別し排除する方向が強化されることを意味したのである。鎌倉中末期になり、御家人の所領問題をめぐる一族の訴訟・相論などが頻発するなかで、「夫婦ノ習、女ハ必ず夫ノ威猛ニ依テ勢徳ヲ施ス」(『鎌倉遺文』三七〇六一号)とか「女性ノ習、一切政務ノ繕ニ及バズ」(『鎌倉遺文』一三〇七五号)などと主張して、相手の女性の知行権を否定しようとする動きがみられはじめるのは、そうした女性観の御家人層への浸透の深まりを示すものであろう。

けれども、鎌倉幕府の御家人体制の編成がおこなわれることによって、はじめて女性を排除する政策がうちだされたのではない。戦闘集団としての武士団組織そのものは、基本的に女性を排除することによって構成されており——ときに巴・板額のような女性が出現する可能性があったとはいえ——、そこには家父長制的な統制原理が厳然として存在したからである。しかし、その武士団の基礎をなす家支配は、すでにみたように、女性の主体的な参加と家政担当能力を不可欠の構成要素としてなり立っていたので、その家父長制的な統制も、家父長が妻・女子にたいして一方的に支配と隷属を強いるものではありえなかった。むしろその家父長権は、現実には夫と妻との、軍事担当と家政担当とを軸とする一定の性別役割分担をふまえた補完関係によって構成され機能する面が濃厚であった。つまり、在地領主層の女性は、戦闘集団としての武士団の主要な構成員から排除されただけであって、家支配——所領経営をも含めた——の面においては、主体的にそれを担当しうる器量・能力をもった存在としての位置をしめていたのである。ところが、鎌倉幕府の御家人体制は、戦闘集団としての武士団の編成と統制を目的としたから、当然、男性の軍事担当能力の面を最優先させ、女性の家政担当能力や役割の面を軽視し、非器として位置づけることとなった。その結果、家支配における夫と妻との性別役割分担をふまえた補完関係にも乖離を生じさせ、家父長制的支配と女性差別を拡大・強化し、政治的に固定化させる作用をおよぼしたものと考えられるのである。にもかかわらず、在地領主

の女性が家支配の面で現実に大きな地位・役割をしめる以上、鎌倉幕府もそれを法的に保証し認めざるをえなかった。そのことは、本稿でとりあげたいいくつかの幕府法にもあらわれているが、とりわけ注目すべきは、かの後家尼深妙をはじめ、幕府から地頭職などを安堵されて御家人となり、御家人役(軍役)を勤仕する女性が多く存在した事実である。もとより、このばあい、彼女ら自身が直接軍役を勤めるのではなく、惣領制的武士団のなかから代人をたてるのであるが、それにしても、これは女性を非器として排除しようとする御家人体制の原理が、最終的には貫徹しえなかったことを意味するものにはかならない。その貫徹を許さなかった根源の力は、やはり女性が家支配と惣領制的結合のなかで演じた役割の重さであったとみるべきである。その意味で彼女たちの法的地位や権利・権限は、幕府から与えられたものではなく、主体的な活動と役割をつうじて獲得したものであったといえよう。

さて、こうした在地領主層の女性の地位も、鎌倉末期ごろからしだいに下降しはじめる。その理由はいろいろあるが、最も重要なのは、在地領主の支配構造における大きな変化であるとおもう。在地領主は、屋敷地を基地として開発活動をおこない、各地に子孫・一族を分散・定住させることによってその所領支配と経営を推進してきたのであるが、その方式が順調に発展しえたのは、十三世紀のはじめごろまでであった。農民層が村落結合を強化し、在地領主の随時恣意的な支配を排除して農民的開発や生産活動を活発に展開するようになる、こうした所領経営の方式は転換を余儀なくされたからである。在地領主は農業経営からの遊離をせまられ、農民を支配するためにはもはや族的結合による小規模な武士団の力のみでは不十分で、主従制にもとづく広域的な武士団を編成し、家をこえた軍事行政機構などを整備・拡充することが必要になった。これは、当然、在地領主の家政支配機構の機能や家政の内容を縮小せしめるといふ大きな変化をもたらし、家という場を中心として展開されてきた女性の活動範囲をせばめ、在地領主の支配のなかで、家政のしめる内容・機能がしだいに狭隘化する一方で、家政Ⅱ内と、公事・政務Ⅱ外との分離がますます進展するにいたる。その結果、ついに戦国大名の分国法や家訓においては、「公事辺、女房衆取次、堅停止事」

『長曾我部氏掟書』第一五条)と、女性の公事への発言を禁止するだけでなく、家政そのものに関して女性を無能力者として位置づけるような思想が露骨に打ちだされてくる。北条早雲が制定した家法『早雲寺殿廿一箇条』のなかに、夕には、台所・中居の火の廻り、我と見廻り、かたく申付、其外類火の用心をくせになして、毎夜申付べし。女房は高きも賤しきも左様の心得なく家財・衣装を取りちらかし、油断多きこと也。

というのは、その典型的な例の一つである。家政の内容がせばまることは、女性が能力・器量を錬磨し社会的活動を展開する場を喪失していくことを意味した。ここでは、もはや鎌倉幕府法下におけるように、女性を軍役負担の能力の面から差別するだけでなく、きわめて日常的な狭い範囲の家事管理能力さえもない存在とみる女性蔑視思想があらわれてきているのである。

〔註〕

- (1) たとえば一九八〇年代の女性史研究の到達点の一つを示す、女性史総合研究会編『日本女性史』全五巻、および、同編『日本女性生活史』全五巻などの「刊行にあたって」の文章などにその点が端的にあらわれている。
- (2) たとえば、峰岸純夫「中世社会の『家』と女性」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史3』所収)など。
- (3) 慈円の家観念をめぐることは、大隅和雄『愚管抄を読む』にすぐれた分析がなされている。
- (4) 開発領主の開発活動についての研究は多いが、代表的なものに、戸田芳実『日本領主制成立史の研究』、小山靖憲『中世村落と荘園絵図』などがあり、武士団については、石井進『中世武士団』などがある。詳しくは、これらを参照されたい。
- (5) 脇田晴子「日本中世史・女性史より」(『歴史評論』四四一号)。
- (6) 保立道久「中世の子供の養育と主人権」(『鎌倉遺文月報』二四)。
- (7) 石井進「身曳きと『いましめ』」(網野善彦他『中世の罪と罰』所収)。
- (8) これら女性所領の相続形態やその法的権利などに関しては、主として法制史的な面からの研究が多くあるが、現段階の水準を示すものとして、田端泰子『日本中世の女性』、五味文彦「女性所領と家」(女性史総合研究会編『日本女性史2』所収)な

どがある。本稿ではそれらの権利や形態を基礎づけた基盤や条件を問題にしようとしているので、法的権利そのものの詳細については、これらの研究によらねたい。

- (9) 田端泰子『前掲書』(註⑧)一六六頁。
- (10) 巴については、細川涼一「巴小論」(同『女の中世』所収)が興味深い分析をおこなっている。
- (11) 『吾妻鏡』建仁元年五月十日条。なお、板額の伝については、角田文衛『平家後抄』が詳しい。
- (12) 『吾妻鏡』仁治二年六月二十八日条には、御成敗式目の制定以前に改嫁したばあいに、式目の規定から免除された例がみえる。
- (13) この点についての具体的な私見は、拙稿「形成期における中世村落の特質」(『ヒストリア』四二号)を参照されたい。